

調圧療法の安全基準
(平成 29 年 7 月 7 日施工)
国際調圧療法協会

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 減圧と与圧を連続的に繰り返すことで生体治癒力向上を図る方法を「調圧療法」という。

(目的)

第 2 条 国際調圧療法協会（以下「協会」という）が制定する調圧療法の安全基準（以下「この基準」という）は、調圧療法の安全を確保し、且つ、その安全性を向上させることを目的とする。

(基準の遵守)

第 3 条 調圧療法に使用される、調圧装置（以下「装置」という）を製造し、販売し、若しくは設置するものは、前条の目的を達成するため、この基準を遵守しなければならない。

(協会の責任)

第 4 条 協会は調圧療法の安全を確保するため、装置の安全対策を定め、必要に応じ審査を執り行わなければならない。

第 2 章 装置

(耐圧)

第 5 条 装置は、設計圧力の 1.5 倍耐久試験を 90 分間実施し、これに耐えうるものでなければならない。

- 2 設計圧力の範囲は 1013hPa を上限とし、これを超えて加圧してはならず、812hPa（高度 1900m 相当）を下限とし、これ以下に減圧してはならない。
- 3 圧力の変化速度は 70hPa/min を超えてはならない。

(過減圧の防止)

第 6 条 装置は、気密部の気圧を計測する圧力センサを配し、気密部内の気圧が閾値を下回った場合に自動的又は強制的に外気を取り込むための開放弁を備えなければならない。

- 2 装置は、気密部の気圧を計測する圧力センサを配し、気密部内の気圧が閾

値を下回った場合に自動的又は強制的に減圧ポンプを停止させる仕組みを備えなければならない。

(酸欠の防止)

第7条 装置は、気密部内の気圧に応じて外気を自然吸入するように減圧ポンプによる排気量よりも少ない外気を気密部に導入する吸入管を備えなければならない。

(閉じ込めの防止)

第8条 停電時等に自動的に開放して気密部内の酸欠を防止するドア又は換気口を備えなければならない。

第3章 補足

(安全基準の変更)

第9条 この基準は、協会の安全対策委員会、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

附則

1 この基準は、2017年7月7日から施行する。